

令和4年3月18日

区立保育園等の一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

一時保育利用の自粛要請の終了について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年3月4日付けで、3月21日（月）までの間、保育園等への登園自粛をお願いしているところです。

このたび、政府が、新宿区を含む東京都のまん延防止等重点措置の適用を、3月21日（月）をもって解除することを決定したことから、区内の感染状況も踏まえ、新宿区内の認可保育園等の在園児の保護者に対する登園自粛の要請を、3月21日（月）をもって終了いたします。

これに伴い、一時保育利用の自粛要請についても同様に、3月21日（月）をもって終了いたします。

本方針は3月18日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は、改めてお知らせいたします。

(問合せ先)

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両課共通)